

道の駅「もち米の里☆なよろ」 事業継続計画（BCP）



令和 8 年 3 月

名寄市

目次

1	はじめに.....	1
1-1	目的・趣旨.....	2
1-2	対象とする組織.....	2
1-3	本計画の位置づけ.....	2
1-4	災害発生時の基本方針.....	3
2	運用体制.....	4
2-1	災害時の運営管理体制.....	4
2-2	災害時の連絡フロー.....	6
2-3	道の駅内における指揮系統.....	7
2-4	災害協定一覧.....	8
3	基本的な考え方.....	9
3-1	大規模災害時の重要業務.....	9
3-1-1	重要業務の抽出.....	9
3-1-2	避難行動計画.....	11
3-2	必要資源の現状把握.....	12
3-2-1	参集可能人員.....	12
3-2-2	災害時備蓄一覧.....	13
4	危険事象・被害状況の想定.....	14
4-1	想定される危険事象.....	14
4-2	危険事象における被害想定.....	14
4-3	ライフライン・インフラ等の被害想定.....	18
5	重要業務の行動計画.....	19
5-1	重要業務の実施フロー.....	19
5-2	重要業務のタイムライン.....	20
5-3	重要業務の行動計画.....	20
5-3-1	道の駅BCP発動の判断.....	21
5-3-2	安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動.....	22
5-3-3	雪害等の一時待避場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出、配布.....	28
5-3-4	利用者や関係機関等への情報発信・共有.....	32
5-3-5	緊急活動スペースの点検・確保.....	35
5-3-6	食料品・生活必需品の早期販売再開.....	36
5-3-7	感染症の予防や拡大防止対策.....	38
6	持続的な改善に向けた取組.....	39
6-1	定期訓練.....	39
6-2	災害発生に備えた平時の実施項目.....	40
6-3	BCPの定期的な見直し.....	40
6-4	その他.....	40
7	巻末資料.....	41

1 はじめに

道の駅では、災害発生直後において、一般利用者の安全を確保するための初動の対応が求められる。また、発災後は一定期間、一時避難者が道の駅に滞留することが想定されるため、そうした避難者に対して防災設備・備蓄などの提供・活用が必要となる。

本計画は、道の駅「もち米の里☆なよろ」が災害発生時においても、所要の防災機能を迅速かつ円滑に発揮されることを目的とする事業継続計画(Business Continuity Plan)である。

道の駅「もち米の里☆なよろ」の管理運営者である指定管理者の株式会社もち米の里ふうれん特産館、設置者である名寄市、道路管理者である国土交通省北海道開発局のほか、北海道は災害発生時において、本計画に基づき、関係機関と連携し、業務を実施するとともに、定期的に防災訓練の場を設けるものとする。

1-1 目的・趣旨

道の駅BCPは、大規模災害が発生した場合において、災害対策の拠点となる道の駅の機能の低下を最小限にとどめながら、住民及び来訪者の生命、生活を保護し、社会経済活動を維持することを目的とする。

また、住民及び来訪者の生命や生活を守るために災害応急対策業務にあたらなければならない職員の防災意識の向上だけでなく、本計画に基づく防災対策を実行することによって業務執行体制を確保することを目的とする。

1-2 対象とする組織

災害が発生した場合の本計画における対象組織は、道の駅管理運営者である指定管理者のもち米の里ふうれん特産館及び計画策定者である名寄市とする。

また、当道の駅は市の地域防災計画において以下の通り位置づけていることから、各防災関係機関との関連性に留意した性格を持った内容として計画を策定する。

【名寄市地域防災計画での道の駅「もち米の里☆なよろ」の位置づけ】

- 災害発生後の応援・受援活動及び復旧・復興活動を行う施設。
- 雪害等の災害発生により一時的に行動が制限される道路利用者や観光客等の一時待避場所。
- 道の駅付近の各種交通基盤や車両等の滞留スペースを活用し、救援物資の中継・分配・受入れを行う施設。

1-3 本計画の位置づけ

地域防災計画は、自然災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市、関係機関、地域、市民等が有効に機能を発揮し、協力・連携して防災に万全を期するため、必要な災害予防対策・災害応急対策及び復旧・復興対策に関する事項が定められている。

一方、道の駅BCPは、大規模災害の発生により、職員、設備等が被災することを前提としており、利用できる資源に制約がある状況下であっても、災害対応業務とともに、通常時の業務のうち、特に優先的に継続しなければならない業務を実施するために、その方法や職員体制等をあらかじめ検討しておくものである。

表 1 地域防災計画と道の駅BCPの関係

項目		地域防災計画	道の駅BCP
計画の趣旨		地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画(実効性の確保)
実施主体		市、北海道、公共機関、市民等	名寄市、株式会社もち米の里ふうれん特産館
施設の被災		想定しない	職員、施設、設備等の資源の被災状況を想定し、利用可能な資源を前提とし計画を策定
対象業務	災害予防	対象とする	対象とする
	災害応急対策	対象とする	対象とする
	災害復旧	対象とする	対象としない
	優先度の高い通常業務	対象としない	対象とする
各業務の優先度		想定しない	非常時に行わなければならない業務ごとの優先順位を定める。

1-4 災害発生時の基本方針

道の駅「もち米の里☆なよろ」は、市の地域防災計画において、1-2 に示したような機能を発揮する施設として位置づけられている。

これらを踏まえ、災害発生時に道の駅「もち米の里☆なよろ」が所要の防災機能を迅速かつ円滑に発揮することを目的として、基本方針を以下のとおり規定する。

【道の駅「もち米の里☆なよろ」BCP における基本方針】

- 生命の安全確保を最優先とする。
- 防災拠点としての機能を円滑に開始できるように準備を整える。
- 大規模災害や雪害等発生時、迅速かつ円滑に一時待避場所として開始できるための準備を整える。
- 大規模災害が発生しても、生活必需品の早期販売再開ができるように準備を整える。

なお、災害によって道の駅が被災することを確認した場合、道の駅 BCP を発動せず、道の駅からの迅速な避難を目的として、基本方針を以下のとおり規定する。

【道の駅「もち米の里☆なよろ」被災時における基本方針】

- 大規模災害発生時、当道の駅が被災する恐れがあると確認された場合、従業員や来訪者を別の避難所に速やかに誘導できるように準備を整える。

2 運用体制

2-1 災害時の運営管理体制

災害時での、道の駅「もち米の里☆なよろ」におけるBCPの運用は下記の体制を構築する。

「道の駅」管理運営者である株式会社もち米の里ふうれん特産館及び設置者である名寄市を中心とした運営管理体制とし、災害発生時の初動対応を行う。そのほか道路管理者である国土交通省北海道開発局旭川開発建設部、北海道上川総合振興局、関係機関(消防・警察・病院、社会インフラ機関、取引会社等)で体制を構築して運用する。(災害時の連絡先一覧は、様式-6に記載する。)

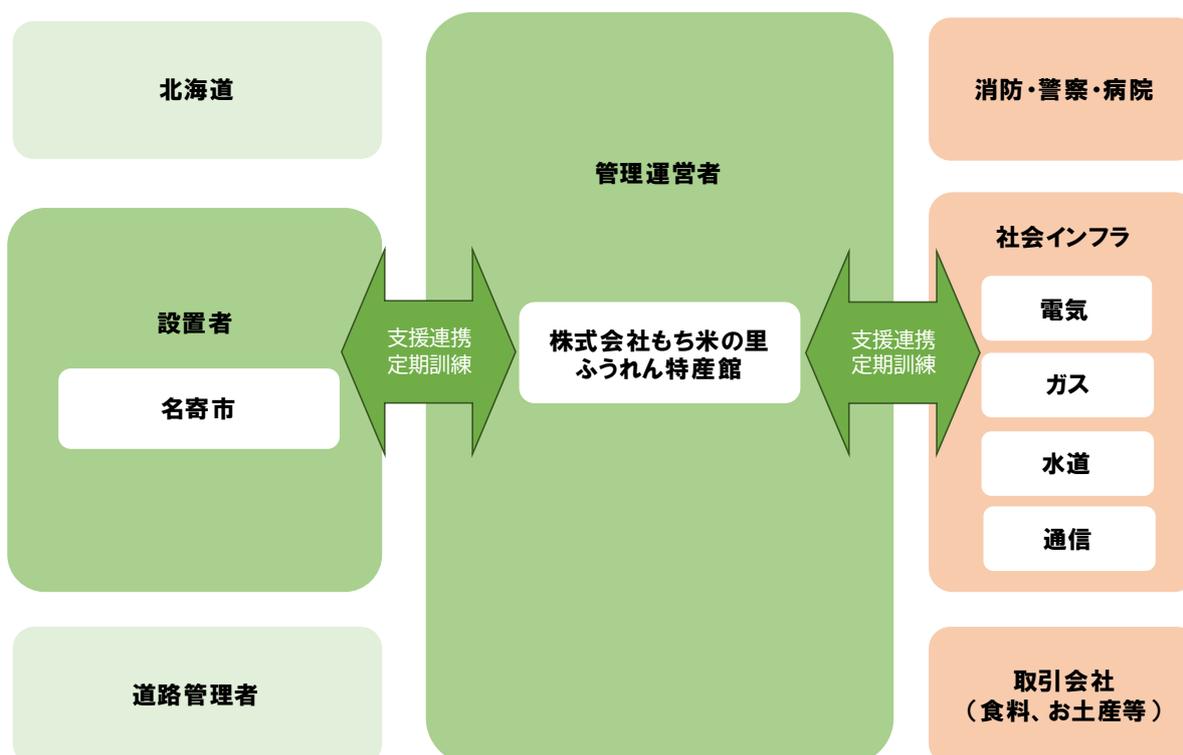


図 1 災害時の運営管理体制

表 2 道の駅 BCP 運用に向けた関係者の主な役割

主体	主な役割
<p>「道の駅」 管理運営者</p>	<p>発災時に、早急に名寄市と連絡を取りながら、災害時の初動対応を行う。本計画における行動計画に基づき、重要業務を遂行する。</p>
<p>「道の駅」設置者 道路管理者</p>	<p>「道の駅」管理運営者と行動連携が図れるように、「道の駅」設置者である名寄市は、全体の指揮を執り、作成された行動計画に基づき重要業務の指示、遂行する。 あわせて、情報伝達や資機材の運用が円滑にできるかを確認するための訓練を定期的に行う。</p>
<p>消防・警察・病院</p>	<p>「道の駅」管理運営者と支援連携が図れるよう、消防訓練や駐車場を救援物資中継拠点にするための想定訓練などを定期的に行う。 あわせて、情報伝達が円滑にできるかを確認するための訓練を定期的に行う。</p>
<p>電気・ガス・水道・通信 等のインフラ組織</p>	<p>情報伝達が円滑にできるかを確認するための訓練を定期的に行う。</p>
<p>取引会社</p>	<p>情報伝達が円滑にできるかを確認するための訓練を定期的に行うほか、発災時の商品確保に関して複数の調達先を確保する。</p>

【道の駅「もち米の里☆なよろ」指定管理者業務仕様書における緊急・救急対応に関すること】

緊急・救急対応に関すること

- 災害・事故や急病人・けが人又は犯罪等が発生した場合は、速やかに救護並びに利用者の安全確保を第一に適切な措置を講じ、関係部署への通報及び顛末を市へ報告すること。
- 災害その他事故等に迅速に対応できるよう、簡易な薬品・機材等を常備し、対応マニュアルを整備するとともに職員への周知及び訓練等を行い、非常時の対応について十分な対策を講じること。

2-2 災害時の連絡フロー

災害時には、下記の連絡フローに従って、関係者間の円滑な情報伝達を図る。災害時の連絡先一覧は、様式-6に記載する。

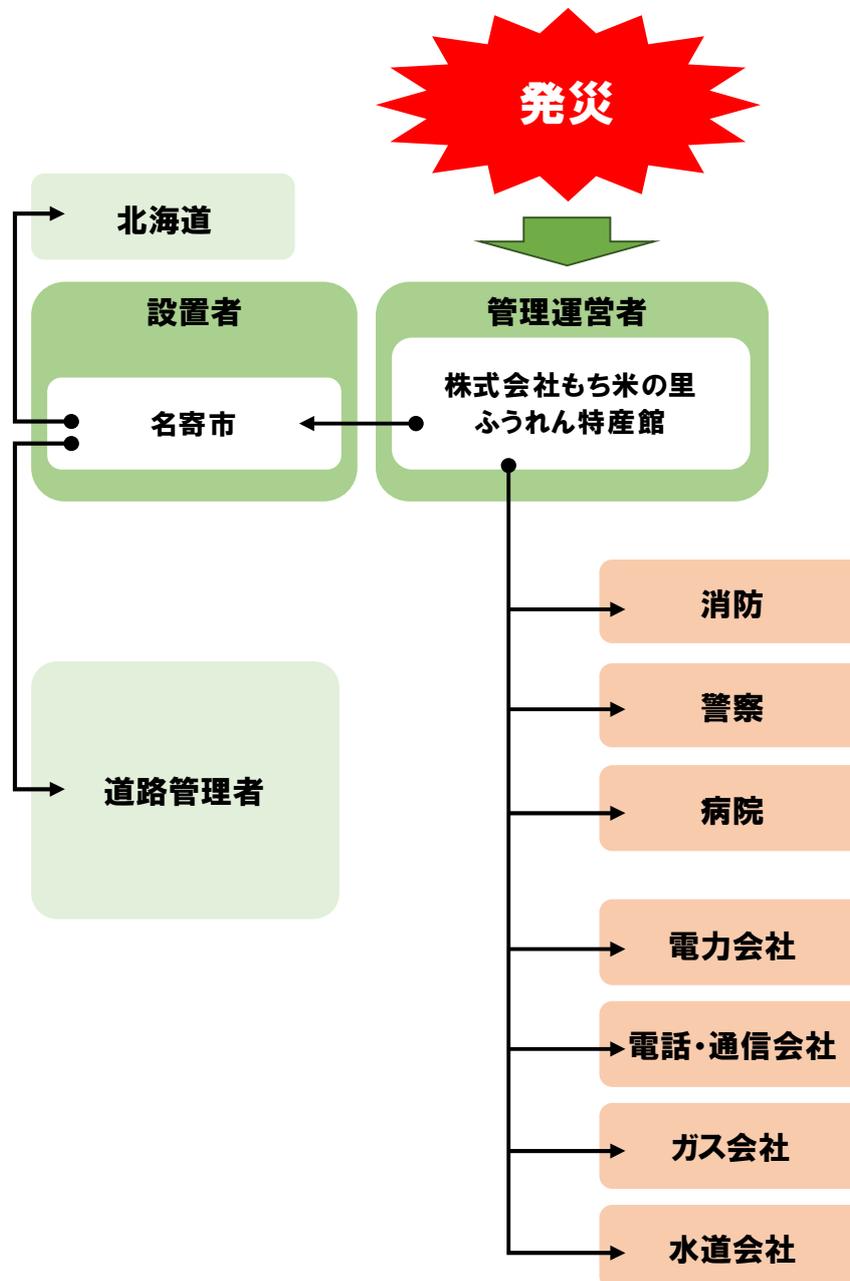


図 2 災害時の連絡フロー

2-3 道の駅内における指揮系統

災害発生時、道の駅内では重要業務の行動計画を実施する上で、部門を跨いだ優先順位等の合意形成が必要となる場合があることから、道の駅運営者内で統括を図る指示系統を明確にする必要がある。

道の駅設置者である名寄市については、災害発生時、地域防災計画に基づいて名寄市災害対策本部が設置され、名寄市経済部産業振興室産業振興課を通じて道の駅「もち米の里☆なよろ」の災害対応に関する指示・報告を行う。道の駅「もち米の里☆なよろ」については、道の駅管理運営者である株式会社もち米の里ふうれん特産館が現場統括となり、災害対策本部と連携を取りながら、道の駅内における災害対応を行う。

ただし、災害発生により、人的被害状況の確認や救助活動等の早急な対応が求められる場合においては、災害対策本部の設置を待たず、現場統括である道の駅管理運営者がBCPを発動出来るものとする。

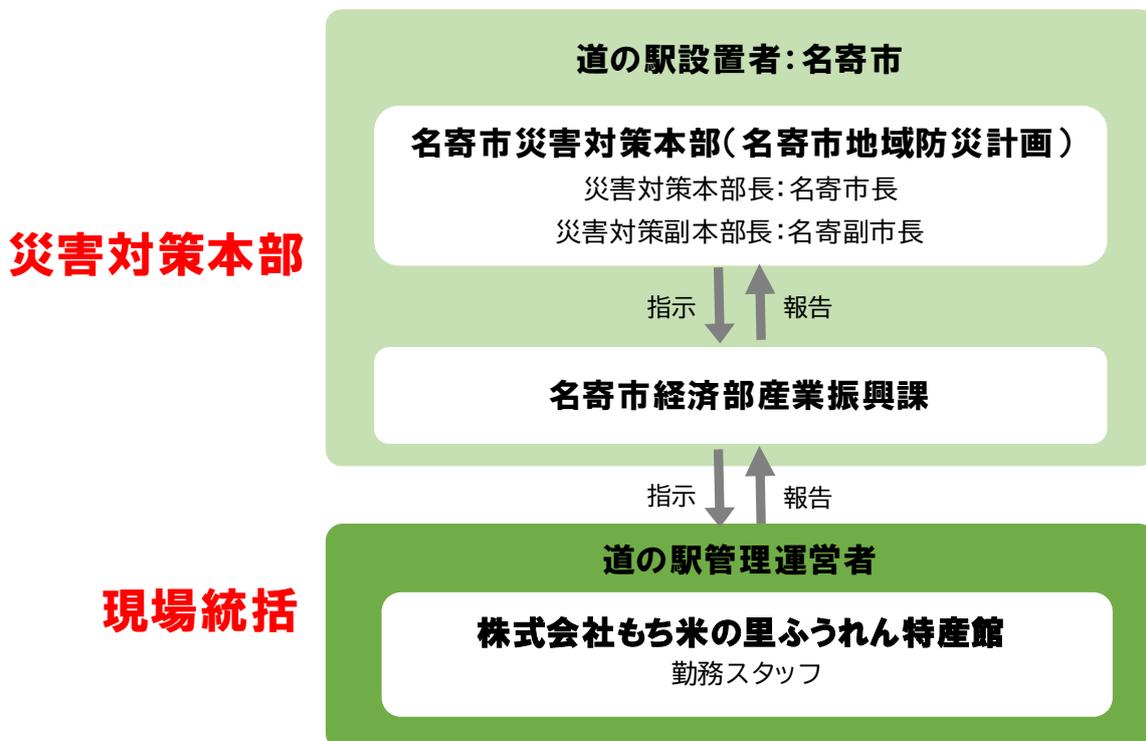


図 3 道の駅内における指揮系統

2-4 災害協定一覧

道の駅「もち米の里☆なよろ」に関する災害協定等の締結状況を以下に示す。

表 3 道の駅「もち米の里☆なよろ」に関する災害協定の締結状況

協定締結日	協定名称	相手方	協定内容
平成 22 年 12 月 1 日	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	コカ・コーラボトリング	災害対応型自動販売機に搭載する電光掲示板を通じて、平時には防災情報や地域情報を配信して地域住民の防災意識の高揚をはかるとともに、緊急時には災害情報の配信や、遠隔操作により自動販売機内の飲料水の無料提供を行うなど、情報提供サービスと地域防災力強化に関する協定
令和 5 年 8 月 31 日	災害時における「道の駅もち米の里☆なよろ」の防災拠点化に関する協定	北海道開発局 旭川開発建設部	災害時において「道の駅もち米の里☆なよろ」を防災拠点として利用することに関する協定

3 基本的な考え方

3-1 大規模災害時の重要業務

3-1-1 重要業務の抽出

大規模災害発生時の道の駅「もち米の里☆なよろ」における重要業務を、以下のとおり規定する。

- ①道の駅 BCP 発動の判断により、道の駅が被災しないと判断された場合、道の駅 BCP を発動し、
②～⑦の重要業務を実施する。

- ① 道の駅 BCP 発動の判断
- ② 安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動
- ③ 雪害等の一時待避場所の開設準備、誘導、受入れ、災害用備蓄の搬出・配布
- ④ 利用者や関係機関等への情報発信・共有
- ⑤ 緊急活動スペースの確保
- ⑥ 食料品・生活必需品の早期販売再開
- ⑦ 感染症の予防や拡大防止対策

重要業務の内容一覧について、表4に示す。

表 4 道の駅「もち米の里☆なよろ」の重要業務一覧

重要業務	業務の概要	基本的な考え方
①道の駅 BCP 発動の判断	1-1.道の駅 BCP 発動の判断	地震の規模や気象庁の情報等から当道の駅が被災するかどうかを確認し、道の駅 BCP を発動するかどうかについて判断
②安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動	2-1.来訪者・従業員の安否確認	道の駅をくまなく点検し、来訪者・勤務スタッフの安否を速やかに確認。夜間等営業時間外の場合、現場統括が災害発生規模から適宜判断した上で、必要に応じて緊急連絡網にて勤務スタッフの安否を確認
	2-2.負傷者の救助・救援	発災により負傷者が発生した場合、症度に応じた適切な処置を実施 救急を要する場合、速やかに救急救援を要請
	2-3.建物・設備の被災状況の確認	発災後の建物点検、およびライフライン等の損傷による火災等の二次災害の防止を目的とした設備点検
	2-4.消火活動(施設内で火災が発生した場合のみ)	迅速な初期消火により延焼を防止、119番通報
	2-5.トイレ使用環境の早期提供・復旧	避難者へのトイレの使用環境の早期の提供復旧
	2-6.非常用発電機の起動	待避場所を維持するための電源確保
③雪害等の一時待避場所の開設準備、誘導・受入れ、災害用備蓄の搬出・配布	3-1.待避場所の開設準備	地方自治体の地域防災計画で雪害等の一時待避場所等に位置づけられている「道の駅」では、指定された災害が発生もしくは予想される場合、速やかに開設準備
	3-2.待避場所への誘導	来訪者・従業員を速やかに待避場所に誘導
	3-3.災害用備蓄の搬出・避難者への配布	来訪者への食料、飲料水等の配布(バンダー自販機の活用)
④利用者や関係機関等への情報発信・共有	4-1.情報収集	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する情報収集、公衆 Wi-Fi の解放
	4-2.避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する情報発信・共有
	4-3.関係各所への情報発信・共有	道の駅の人的被害状況及び建物・設備の被災状況の報告と速やかな応援要請
⑤緊急活動スペースの確保	5-1.緊急活動スペースの確保	発災後に道路利用者や観光客が避難してくるほか、近隣地域から避難してくる地域住民のための救援活動等に資する緊急活動スペースの点検・確保。なお災害用活動車両の駐車スペースとして、旭川開発建設部が防災拠点自動車駐車場を開設する場合は、積極的に協力をを行う。
⑥食料品・生活必需品の早期販売再開	6-1.食料品などの販売再開に向けた連携体制の構築	二次被害の防止(建物・設備の被災状況の確認)結果を踏まえて、現場統括と災害対策本部間で連携を図り、サービスの早期復旧を行う体制を構築
	6-2.建物・設備の修理手配	建物損傷や設備被害ごとに修理依頼先に連絡 旭川開発建設部や銀行、保険会社へ被災状況を連絡
⑦感染症の予防や拡大防止対策	7-1.感染症の予防や拡大防止対策	健康管理や衛生管理、施設内の消毒等を徹底 感染疑い者発生時の速やかな対応と感染拡大防止措置の実施

3-1-2 避難行動計画

①道の駅 BCP 発動の判断により、道の駅が被災すると判断された場合、道の駅 BCP は発動せずに、以下の避難行動計画を実施する。

表 5 道の駅「もち米の里☆なよろ」の避難行動計画

避難行動計画	避難行動計画の概要	基本的な考え方
道の駅からの避難行動計画	道の駅被災時における他の避難所への誘導	道の駅をくまなく点検し、勤務スタッフ・来訪者の安否を確認。他の安全な避難所に勤務スタッフ・来訪者を速やかに誘導

3-2 必要資源の現状把握

大規模災害発生時の重要業務に関わる道の駅「もち米の里☆なよろ」の現状は、以下のとおりである。

3-2-1 参集可能人員

災害発生時の各時間帯における参集可能人員について下記に示す。

(1)営業時間 夏季(4月1日～10月 31日)9:00～18:00

冬季(11月1日～ 3月 31日)9:00～17:00

表 6 参集可能人員 (営業時間)

担当	勤務エリア	通常勤務	発災後1時間	発災後3時間	発災後6時間	発災後12時間
名寄市役所 (名寄市)	名寄市役所 (産業振興課)	0	2	2	2	2
株式会社もち米の 里ふうれん特産館	道の駅 「もち米の里☆なよろ」	5	5	5	5	5
	ふうれん特産館	5	5	5	5	5
合計		10	12	12	12	12

(2)営業時間外 夏季(4月1日～10月 31日)9:00～18:00

冬季(11月1日～ 3月 31日)9:00～17:00

表 7 参集可能人員 (営業時間外)

担当	勤務エリア	通常勤務	発災後1時間	発災後3時間	発災後6時間	発災後12時間
名寄市役所 (名寄市)	名寄市役所 (産業振興課)	0	1	1	1	1
株式会社もち米の 里ふうれん特産館	道の駅 「もち米の里☆なよろ」	0	3	3	3	3
	ふうれん特産館	0	3	3	3	3
合計		0	7	7	7	7

3-2-2 災害時備蓄一覧

道の駅「もち米の里☆なよろ」における災害時の備蓄資材の現状について下記に示す。

表 8 災害時備蓄一覧

品名	規格	数量	単位	備考
災害用テント (簡易仮設トイレ)	防災備蓄用組立式多目的ルーム	4	個	(防災資材倉庫)
災害用トイレ	段ボール組立トイレ、処理袋付	10	セット	(防災資材倉庫)
災害用トイレ	簡易型 排便収納袋×100枚 処理剤×100包、廃棄用袋×10枚	2	セット	(防災資材倉庫)
ガソリン携行缶	20L 消防法適合品	2	個	(防災資材倉庫)
掲示板		1	台	(防災資材倉庫)
伝言シート	透明伝言シート:(600×800mm×25シート)×2本 マーカー(黒・青・赤)×各1本付	1	個	(防災資材倉庫)
ジェットヒーター	熱交換式温風式	1	台	(防災資材倉庫)
非常用電源	発動発電機 2.6kw級	1	台	(防災資材倉庫)
生分解性油吸着 ・分解剤		20	袋	(防災資材倉庫)
大型土のう		20	枚	(防災資材倉庫)
土のう袋	PE製 約48×62cm	400	袋	(防災資材倉庫)
バリケード		4	基	(防災資材倉庫)
カラーコーン	伸縮式 高さ70cm 幅33×33cm	40	個	(防災資材倉庫)
コーンウエイト	上記カラーコーン用 重さ2kg	40	個	(防災資材倉庫)
コーンパー	反射式 φ34×2000mm	20	本	(防災資材倉庫)
ハンディライト	LED・乾電池不要タイプ	5	個	(防災資材倉庫)
ドラムコード		2	台	(防災資材倉庫)
組立リヤカー	アルミ合金製 組立式ノーパンクリヤカー 積載荷重300kg以上	2	台	(防災資材倉庫)
マット	アルミマット(200*100*0.8cm) 無架橋高発泡ポリエチレンシート+アルミ蒸着フィルム	50	本	(防災資材倉庫)
スコップ	角形タイプ パイプ柄	2	丁	(防災資材倉庫)
スコップ	丸形タイプ、パイプ柄	2	丁	(防災資材倉庫)
ツルハシ	両ヅル柄付き	2	本	(防災資材倉庫)
ハンディスピーカー	出力:定格6W(最大10W) 防滴、サイレン付 使用電力:乾電池(単3形)	2	個	(防災資材倉庫)
防災水	5年保存水(500ml)24本×10ケース	240	本	(防災資材倉庫)
毛布		50	枚	(防災資材倉庫)
充電ケーブル	マルチUSB(コンセントプラグを含む)	3	個	(防災資材倉庫)
アルミスロープ	耐荷重300kg アルミ縞板・脱輪防止曲げ加工 サイズ:905×2400×50~750mm段差用	1	台	(防災資材倉庫)

4 危険事象・被害状況の想定

4-1 想定される危険事象

本計画においては、次のような災害を想定している。重要業務については、雪害や地震、洪水等を想定して行動計画の設定を行う。

表 9 想定する災害と災害別の道の駅・職員及び来訪者被害の可能性

災害種別	道の駅・職員の被害の可能性		来訪者被害の可能性
	施設の被害	職員の被害	
雪害	停電、断水等	被害なし	国道の通行止め
地震	施設落下、倒壊、停電、断水等	負傷者の発生	負傷者の発生
洪水	停電、断水、施設への浸水等	負傷者の発生	負傷者の発生

4-2 危険事象における被害想定

(1) 雪害の想定

道の駅もち米の里☆なよろに隣接する幹線道路である国道40号では、平成24年4月3日～4日暴風雪によるハウスの倒壊、吹雪による交通事故により、名寄智恵文間で通行止めとなっている。

名寄市内において雪害の被害は少ないが、通行止めとなった際に、一時的に行動が制限される道路利用者や観光客等に対する一時避難場所としての活用が求められている。

(2)地震の想定

1919年の統計開始(気象庁)以降、名寄市において、震度3を計測した地震は6回観測されている。2018年(平成30年)9月6日3時7分頃、胆振地方中東部を震源とする地震(M6.7、深さ37km)の影響により、名寄市では最大41時間弱の停電が発生した。

表 10 名寄市で震度3以上を計測した地震

	地震の発生日時	震央地名	M	最大震度
①	昭 30.03.06 03:07	網走沖	M6.3	3
②	昭 43.05.16 09:48	青森県東方沖	M7.9	5
③	平 15.09.26 04:50	十勝沖	M8.0	6弱
④	平 16.12.14 14:56	留萌地方東方沖	M6.1	5弱
⑤	平 30.09.06 03:07	胆振地方中東部	M6.7	7
⑥	令 07.12.08 23:15	青森県東方沖	M7.6	6強

各管内に特に影響のある 24 地震 54 断層モデルのうち、雪による被害の影響や、屋内にいる時間帯などを考慮し、災害発生の季節・時間帯を下記の3つのパターンとして被害を想定。

ア 冬期の早朝5時 積雪の影響あり、住宅内に最も人がいるため、人的被害が最大となる。

イ 夏期の昼 12 時 積雪の影響なし、住宅内に最も人が少ないため、建物・人的被害が最小となる。

ウ 冬期の夕方 18 時 積雪の影響あり、火気の使用が多いため、建物被害が最大となる。

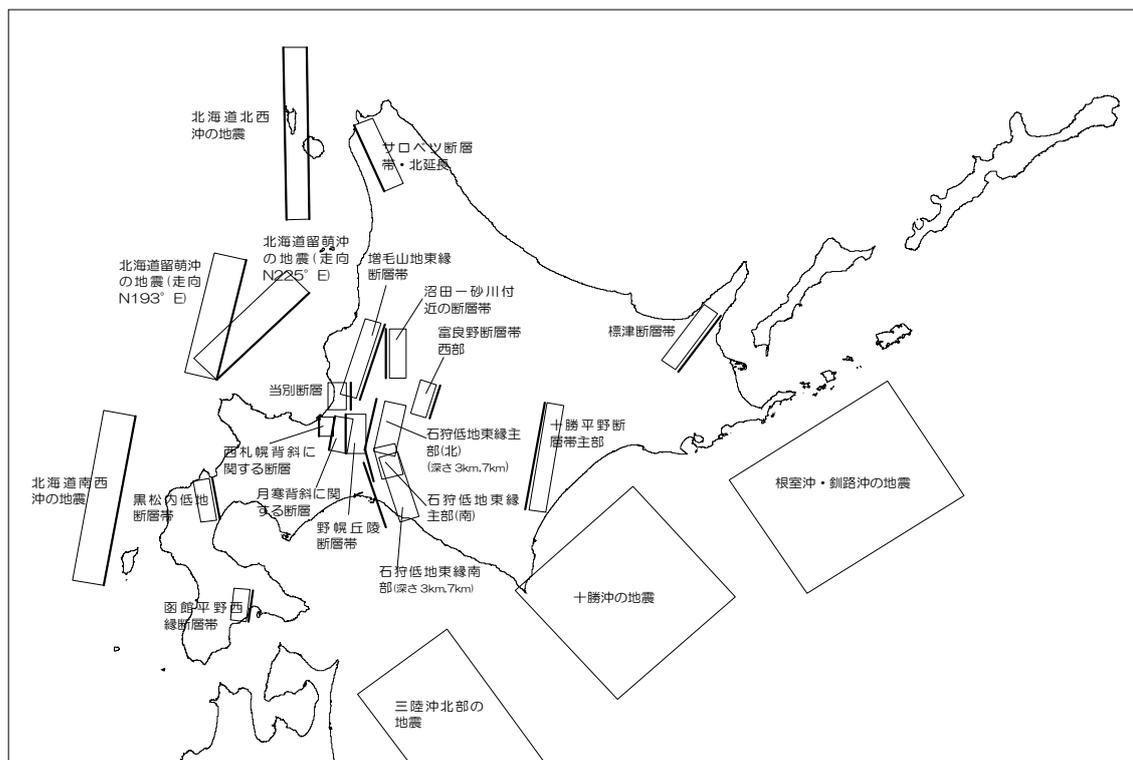


図 4 被害想定の対象地震

表 11 名寄市の地震想定

地震名	断層モデル	名寄市の地表における震度（評価単位最大）		
		冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
標津断層帯《30_1：Mw7.2》 《45_5：Mw7.1》	30_1	対象外	対象外	対象外
	45_5	対象外	対象外	対象外
十勝平野断層帯主部 《45_2：Mw7.4》	30_3	5.0	5.0	5.0
	45_2	4.3	4.3	4.3
	45_5	5.1	5.1	5.1
富良野断層帯西部 《45_3：Mw6.7》	30_2	4.7	4.7	4.7
	30_5	4.6	4.6	4.6
	45_3	4.6	4.6	4.6
増毛山地東縁断層帯 《30_2：Mw7.2》	30_2	5.5	5.5	5.5
	45_1	5.2	5.2	5.2
	45_2	5.6	5.6	5.6
	45_3	5.1	5.1	5.1
	45_4	5.5	5.5	5.5
	45_5	4.8	4.8	4.8
沼田－砂川付近の断層帯 《30_4：Mw6.9》	30_3	5.3	5.3	5.3
	30_4	5.1	5.1	5.1
	45_1	5.2	5.2	5.2
	45_2	4.8	4.8	4.8
	45_3	5.3	5.3	5.3
	45_4	5.1	5.1	5.1
当別断層帯	30_2	4.3	4.3	4.3
	30_5	4.3	4.3	4.3
石狩低地東縁断層帯主部(北) (深さ 7km)	30_1	4.8	4.8	4.8
	30_5	4.9	4.9	4.9
	45_1	4.8	4.8	4.8
石狩低地東縁断層帯主部(北) (深さ 3km)	30_2	4.3	4.3	4.3
	45_2	4.3	4.3	4.3
	45_3	4.9	4.9	4.9
	45_5	4.9	4.9	4.9

石狩低地東縁断層帯主部(南) (深さ 3km)	45_2	4. 0	4. 0	4. 0
	45_5	4. 3	4. 3	4. 3
石狩低地東縁断層帯南部 (深さ 7km)	30_5	4. 8	4. 8	4. 8
石狩低地東縁断層帯南部 (深さ 3km) 《30_2・30_3 : Mw7.16》	30_2	4. 3	4. 3	4. 3
	30_3	4. 6	4. 6	4. 6
	30_5	4. 8	4. 8	4. 8
黒松内低地断層帯	30_5	対象外	対象外	対象外
	45_3	対象外	対象外	対象外
	45_4	対象外	対象外	対象外
函館平野西縁断層帯 《45_3 : Mw6.6》	45_2	対象外	対象外	対象外
	45_3	対象外	対象外	対象外
サロベツ断層帯(断層延長)	30_2	5. 6	5. 6	5. 6
	30_3	5. 3	5. 3	5. 3
	30_5	4. 9	4. 9	4. 9
西札幌背斜に関連する断層	—	3. 9	3. 9	3. 9
月寒背斜に関連する断層 《Mw6.76》	—	4. 4	4. 4	4. 4
野幌丘陵断層帯	45_1	4. 7	4. 7	4. 7
根室沖・釧路沖の地震	—	対象外	対象外	対象外
十勝沖の地震の地震	—	5. 4	5. 4	5. 4
三陸沖北部の地震	—	5. 0	5. 0	5. 0
北海道北西沖の地震 《No.2 : Mw6.76》	No.2	5. 5	5. 5	5. 5
	No.5	5. 4	5. 4	5. 4
北海道南西沖の地震 《Mw8.0》	No.2	4. 7	4. 7	4. 7
北海道留萌沖 (走向 N193° E) の地震	No.1	5. 1	5. 1	5. 1
北海道留萌沖 (走向 N225° E) の地震 《Mw7.8》	No.2	5. 6	5. 6	5. 6

※ 《 》内、Mw : モーメントマグニチュード

(3)洪水の想定

防災関連情報(重ねるハザードマップ:国土交通省)に基づき、名寄市内における想定災害分布を下図に整理している。

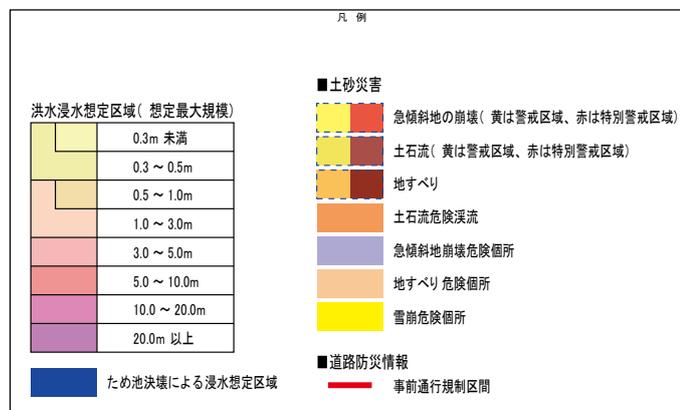
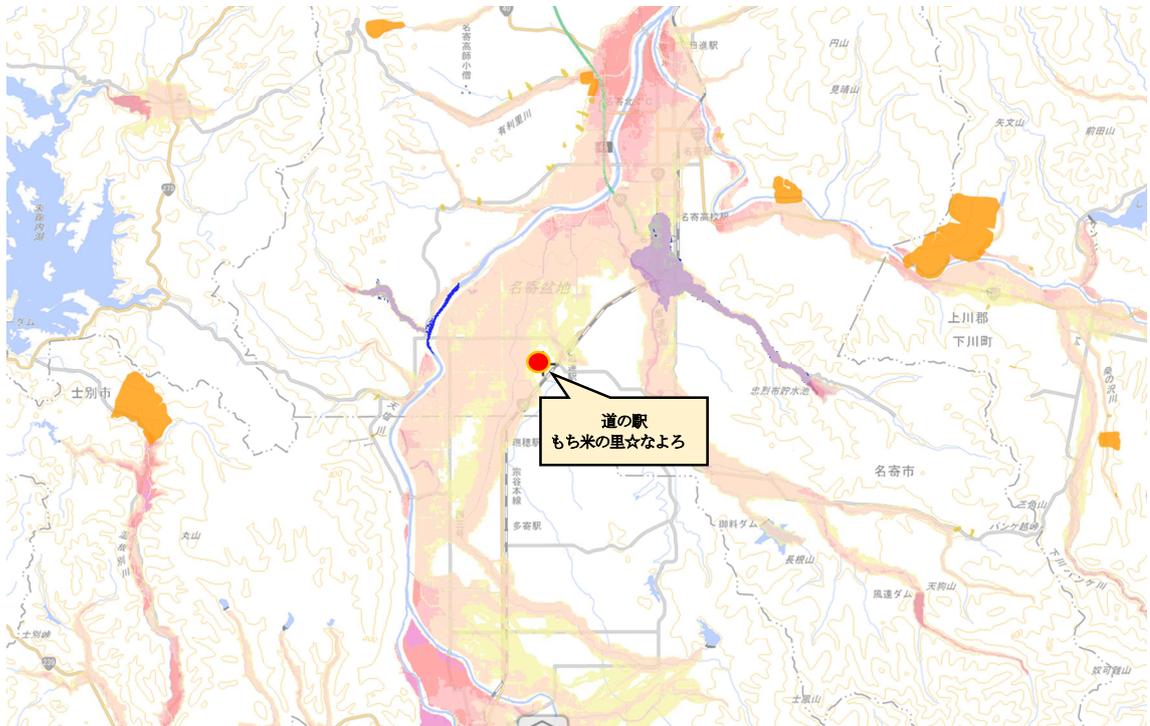


図5 市内における想定災害分布(資料:重ねるハザードマップ(国土交通省))

4-3 ライフライン・インフラ等の被害想定

ライフライン、インフラ等が中断される想定期間を下記に示す。

表 12 ライフライン・インフラ等中断の想定期間

電力	水道	ガス	通信
3日間	3日間	3日間	3日間

5 重要業務の行動計画

5-1 重要業務の実施フロー

重要業務の実施フローを、以下に示す。災害が発生し、重要業務①、道の駅 BCP 発動の判断より、道の駅が被災しないと判断された場合は、道の駅 BCP を発動し、道の駅もち米の里☆なよろ災害対策本部を立上げ、重要業務②～⑦を実施する。道の駅が被災すると判断された場合は、道の駅 BCP は発動させず、道の駅からの避難行動計画を実施し、勤務スタッフ・来訪者の安否を確認後、他の安全な避難所に勤務スタッフ・来訪者を速やかに誘導する。

なお、「来訪者・従業員の安否確認」や「負傷者の救助・救護」、「消火活動」など、災害発生直後の早急な対応が求められる重要業務については、災害対策本部の立上げを待たず、現場統括の判断により、BCPを発動できるものとする。



図 6 重要業務・避難行動計画の実施フロー

※道の駅が被災し避難行動が実行された後も、安全が担保された段階で地域の復旧・復興等に必要緊急活動スペースとしての機能・役割を發揮させる。

5-2 重要業務のタイムライン

重要業務のタイムラインを次頁以降に示す。

本タイムラインに沿って、発災時に重要業務を迅速・円滑に遂行できるように、平時に定期的な防災訓練、防災資機材のメンテナンス、夏期冬期における倉庫内の資機材の入れ替え等を行う(6章に詳述)。

表 13 重要業務の開始目標時間

重要業務	業務の概要	目標時間	優先度
①道の駅 BCP 発動の判断	被災しない場合は②～⑦を実施 被災する場合、災害対策本部からの指示を受け、道の駅からの避難行動計画を実施	-	-
②安否確認、二次災害の防止、防災設備の起動	来訪者・従業員の安否確認	3 時間以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">優先度高</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">優先度低</div>
	負傷者の救助・救護		
	二次災害の防止(設備の被災状況の確認)		
	二次災害の防止(消化活動)		
	防災設備の起動(災害用トイレの設置)		
③避難場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出・配布	防災設備の起動(非常用発電機の起動)	1 日以内	
	避難スペースの確保・誘導		
④利用者や関係機関等への情報発信・共有	災害用備蓄の搬出・避難者への配布		
	利用者や関係機関等への情報発信・共有		
⑤緊急活動スペースの確保	周辺への情報提供		
	緊急活動スペースの点検・確保		
⑥災害支援・災害用備蓄スペースの確保	災害備蓄スペースの点検・確保		
	ヘリポートの点検・確保		
⑦感染症の予防や拡大防止対策	災害備蓄基地の点検・確保	—	適宜
	感染症の予防や拡大防止対策の実施		
	体調不良者の隔離と保健所への連絡や救急救助要請 担当施設の消毒		

5-3 重要業務の行動計画

次ページ以降に重要業務ごとの行動計画を示す。発災時には行動計画を確認し、適宜チェックリストなどの巻末資料を活用しながら業務に当たる。次ページ以降に災害発生時における重要業務の行動計画について示す。

5-3-1 道の駅 BCP 発動の判断

発災直後、災害対策本部は、地震の規模や気象庁の情報等から当道の駅が被災するかどうかを確認する。被災しないことを確認した上で、道の駅 BCP を発動し、重要業務を実施するように現場統括に指示する。被災すると判断した場合は、直ちに道の駅からの避難行動計画を実施するように現場統括に指示する。

現場統括と勤務スタッフは、災害対策本部からの指示を受け、当道の駅が被災しないと判断された場合は、重要業務 2-1～7-1 を実施し、被災すると判断された場合は、道の駅からの避難行動計画を実施する。

表 14 道の駅 BCP 発動の判断における行動計画

業務名	1-1.道の駅 BCP 発動の判断	
業務の概要	地震の規模や気象庁の情報等から当道の駅が被災するかどうかを確認し、道の駅 BCP を発動するかどうかについて判断。	
目標時間	発災後、 速やかに 道の駅 BCP を発動するかどうかについて判断。	
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括・勤務スタッフ
実施内容	<p>【災害対策本部】 ①発災後、速やかに気象庁の情報等から当道の駅が被災するかどうかを確認する。 (被災しない場合) ②-1 道の駅 BCP を発動し、重要業務を実施するように現場統括に指示する。 (被災する場合) ②-2道の駅からの避難行動計画を実施するように現場統括に指示する。</p> <p>【現場統括・勤務スタッフ】 (被災しない場合) ①-1 災害対策本部からの指示を受け、重要業務 2-1～7-1 を実施する。 (被災する場合) ①-2 災害対策本部からの指示を受け、道の駅からの避難行動計画を実施する。</p>	
場所	—	—
関連様式	・災害時の連絡先一覧(様式-6)	
課題	・災害時における災害対策本部と現場統括との連絡手段	
訓練項目	・災害対策本部と現場統括との情報伝達訓練	

5-3-2 安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動

(1) 来訪者・従業員の安否確認

災害発生後、営業時間内の場合は勤務スタッフが安全確認を実施し、夜間等営業時間外の場合は、現場統括が災害発生規模から適宜判断した上で、必要に応じて緊急連絡網にて安否確認を行う。

勤務スタッフは、相互に安否確認を行い、施設内を巡回し、来訪者の安全等、人的被害状況を確認する。その後、人的被害状況を「初期被害チェックリスト(様式-5)」に記入し、現場統括に提出する。

現場統括は、勤務スタッフが作成した「初期被害チェックリスト(様式-5)」をもとに災害対策本部へ人的被害状況を報告する。

また、避難者の受入れ態勢の確保に向けた必要な人員を調整するため、来訪者・従業員の安否確認終了後、速やかに非出勤者の安否を確認する。

表 15 来訪者・従業員の安否確認における行動計画

業務名	2-1.来訪者・従業員の安否確認	
業務の概要	道の駅をくまなく点検し、来訪者・勤務スタッフの安否を速やかに確認。夜間等営業時間外の場合、現場統括が災害発生規模から適宜判断した上で、必要に応じて緊急連絡網にて勤務スタッフの安否を確認。	
目標時間	発災後、速やかに開始し、 ①安全確認を発災後 10分以内 に実施、 15分以内 に現場統括へ報告。 ②現場統括が関係各所への連絡を発災後 30分以内 に完了。	
責任者 実施体制	現場統括	勤務スタッフ
実施内容	【勤務スタッフ】 ①発災直後、勤務スタッフ間で安全の相互確認を行う。 ②勤務スタッフは、施設内の巡回し、 10分以内 に安全確認を行う。 「誰かいませんか？」等の声掛けを行うとともに、勤務スタッフが施設内の避難・負傷者状況の把握を行う。 ③ 発災後15分以内 に、施設内の人的被害状況を、初期被害チェックリスト(様式-5)に記入し、現場統括に提出する。 【現場統括】 ① 発災後30分以内 に初期被害チェックリスト(様式-5)の人的被害状況に関する情報を重要業務2-2の結果と合わせて災害対策本部へ報告する。	
場所	勤務スタッフ 巡回・安否確認エリア	道の駅全体 (様式-2を参考に道の駅範囲内すべてのエリアを巡回)
	衛星携帯電話 配置箇所	衛星携帯電話なし
関連様式	・従業員緊急時連絡網(様式-1) ・各部門担当エリア図(様式-2) ・初期被害チェックリスト(様式-5)	
課題	—	
訓練項目	—	

(2)負傷者の救助・救護

勤務スタッフは、来訪者・従業員の安否確認を行った際に、負傷者を発見した場合は症状に応じて速やかに対応する。軽症者を発見した場合は速やかに応急処置を実施する。中傷者や重傷者の場合は、救急に通報するとともに、負傷者を安全な場所に移動させる。負傷者の移動で人員が不足の場合は、勤務スタッフ・現場統括の応援要請や来訪者の協力を仰ぐこととする。上記等の処置結果は、「初期被害チェックリスト(様式-5)」に記録し、現場統括に提出する。

現場統括は、勤務スタッフが作成した「初期被害チェックリスト(様式-5)」をもとに災害対策本部へ人的被害状況を報告する。

表 16 負傷者の救助・救護における行動計画

業務名	2-2.負傷者の救助・救護	
業務の概要	発災により負傷者が発生した場合、症度に応じた適切な処置を実施。救急を要する場合、速やかに救急救援を要請。	
目標時間	負傷者発見後、速やかに開始し、 30分以内に完了 。	
責任者 実施体制	現場統括	勤務スタッフ
実施内容	【勤務スタッフ】 ①発災直後、中傷者・重傷者を発見した際、搬送が可能な場合、救護所に搬送し、救急に通報する。 ②軽症者を発見した際、救護所に誘導し、応急措置を行う。 ③ 発災後30分以内 に勤務スタッフは、処置結果を初期被害チェックリスト(様式-5)に記録し、現場統括へ提出する。	
	【現場統括】 ①初期被害チェックリスト(様式-5)の人的被害状況に関する情報を重要業務2-1の結果と合わせて災害対策本部へ報告する。	
場所	医療器具配置箇所	・AED(1台):施設入口内
	救護所	状況に応じて救護スペースの確保 (屋内が安全の場合は優先的に屋内とする)
関連様式	・各部門担当エリア図(様式-2) ・初期被害チェックリスト(様式-5) ・災害時連絡先一覧(様式-6)	
課題	—	
訓練項目	・救護所設置 ・救護所備品の管理	

(3)二次災害の防止(建物・設備の被災状況の確認)

勤務スタッフは、安全を確保しながら道の駅全体を巡回し、建物・施設の被災状況を目視で確認する。建物・設備の被災状況等については、「初期被害チェックリスト(様式-5)」に記入し、現場統括に提出する。施設内における避難場所、救護所の開設可否についても、同様に報告する。

現場統括は、勤務スタッフが作成した「初期被害チェックリスト(様式-5)」をもとに災害対策本部へ建物・設備の被害状況を衛星携帯電話や無線機等を活用して報告する。

表 17 建物・設備の被災状況の確認における行動計画

業務名	2-3.建物・設備の被災状況の確認		
業務の概要	発災後の建物点検、およびライフライン等の損傷による火災等の二次災害の防止を目的とした設備点検。		
目標時間	人的被害確認、救急救命対応を優先して実施し、 ① 発災後 30 分以内 に施設や設備の被災状況を災害対策本部に報告する。 ② 発災後 40 分以内 に旭川開発建設部へ報告を行う。		
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括	勤務スタッフ
実施内容	【勤務スタッフ】 ①「来訪者・従業員の安否確認」の施設内巡回時に、安全を確保しながら、施設や設備、駐車場の被災状況についても目視で確認する。 ※状況に応じて施設内の被災箇所・危険箇所はカラーコーン等で立ち入り制限を明示する。 ②建物・設備の被災状況を初期被害チェックリスト(様式-5)に記入し、現場統括に提出する。		
	【現場統括】 ① 発災後 30 分以内 に初期被害チェックリスト(様式-5)の建物・設備の被害状況に関する情報を災害対策本部へ報告する。		
	【災害対策本部】 ①現場統括からの報告を受けて、道の駅の被害状況について、 発災後 40 分以内 に旭川開発建設部に報告する。		
場所	勤務スタッフ 被災状況確認エリア	道の駅全体 (様式-2 を参考に道の駅範囲内すべてのエリアを巡回)	
関連様式	・各部門担当エリア図(様式-2) ・初期被害チェックリスト(様式-5) ・災害時の連絡先一覧(様式-6)		
課題	—		
訓練項目	・災害対策本部や旭川開発建設部との連携、連絡方法を確認		

(4)二次災害の防止(消火活動)(施設内で火災が発生した場合のみ)

勤務スタッフは、各種設備の被災状況確認時に火災が発見された場合は、直ちに火災箇所から来訪者の避難を指示し、119番へ通報する。消防の到着までの間、状況に応じて消火器による初期消火活動を実施する。消火活動の結果などの状況については、「初期被害チェックリスト(様式-5)」に記入し、現場統括に提出する。

表 18 二次災害の防止(消火活動)における行動計画

業務名	2-4.消火活動(施設内で火災が発生した場合のみ)	
業務の概要	迅速な初期消火により延焼を防止、119 番通報。	
目標時間	火災発見後、速やかに開始する。	
責任者 実施体制	勤務スタッフ	
実施内容	【勤務スタッフ】 ①来訪者に火災箇所から安全な場所への避難を指示する。 ②速やかに 119 番通報を行い、可能な場合は消火器または消火栓を用いて初期消火を実施する。 ③火災発生状況、消火活動結果について、初期被害チェックリスト(様式-5)に記入し、現場統括に提出する。	
場所	避難場所	駐車場
	消火器配置箇所	施設内8ヶ所(消火機材設置箇所図(様式-4)参照)
関連様式	・避難誘導経路図(様式-3) ・消火機材設置箇所図(様式-4) ・初期被害チェックリスト(様式-5)	
課題	—	
訓練項目	・消火器の使用方法	

(5)災害用設備の起動(災害用トイレの設置)

現場統括は、勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、災害用トイレ設置人員を選し、トイレ使用環境の復旧を指示する。

災害用トイレ設置人員は、現場統括の指示の下、既存トイレの活用可否について確認する。施設の安全が確認でき、施設内のトイレが活用可能な場合は、断水時に既存のトイレが活用できるように、バケツと水を用意する。施設が倒壊等危険な状態にあり、施設内のトイレが活用出来ない場合は、屋外に災害用トイレを設置し、テント内に利用者用のマニュアルを取り付ける。その後、トイレトーパー等の備品、夜間使用時の災害用ライトなどの照明器具等の設置・補充を行う。

表 19 災害用設備の起動（災害用トイレの設置）における行動計画

業務名	2-5.トイレ使用環境の早期提供・復旧	
業務の概要	避難者へのトイレの使用環境の早期の提供復旧。	
目標時間	①発災後、 60分以内 に災害用トイレ設置人員を選し。 ②発災後 180分以内 にトイレ使用環境の復旧完了。	
責任者 実施体制	現場統括	災害用トイレ設置人員 (勤務スタッフから人選)
実施内容	【現場統括】 ①勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて、 発災後 60分以内 に災害用トイレ設置人員を選し、災害用トイレの設置を指示する。	
	【災害用トイレ設置人員】 ①既存トイレの活用可否について確認する。 ②-1:施設の安全が確認でき、施設内のトイレが活用可能な場合 発災後 180分以内 に、断水時に既存のトイレが活用できるように、バケツと水を用意し、利用者用のマニュアルを設置する。 ②-2:施設が危険な状態にあり、施設内のトイレが活用出来ない場合 発災後 180分以内 に、屋外の安全が確認できる場所に災害用トイレを設置し、テント内に利用者用のマニュアルを取り付ける。 ③トイレトーパー等の備品や災害用ライト等の照明器具などを設置する。	
場所	災害用トイレ関連備品 格納場所	災害用トイレ:防災資材庫
	災害用トイレ設置箇所	施設外の安全が確認できる場所
関連様式	・災害用設備配置図(様式-7)	
課題	—	
訓練項目	・災害用トイレの設営方法	

(6)災害用設備の起動(非常用発電機起動)

現場統括は、道の駅の停電状況を確認し、勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、発電機起動人員を人選する。

発電機起動人員は、現場統括の指示の下、防災資材庫にある発電機を設置する。

表 20 災害用設備の起動（非常用発電機起動）における行動計画

業務名	2-6.非常用発電機の起動	
業務の概要	待避場所を維持するための電源確保。	
目標時間	発電機起動の起動:停電確認後、 20分以内 に完了。	
責任者 実施体制	現場統括	発電機起動人員 (勤務スタッフから人選)
実施内容	<p>【現場統括】 ①道の駅の停電状況を確認し、現場統括及び勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて発電機起動人員を人選する。</p>	
	<p>【発電機起動人員】 【発電機】の起動 ①停電確認後 20分以内に防災資材庫に格納されている発電機を設置し、起動する。 ②避難者のスマートフォンの充電などに活用できる旨を周知する。 ③停電状況とその後の対応状況を初期被害チェックリスト(様式-5)に記入し、現場統括へ提出する。</p> <p style="text-align: center;">発電機</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	
場所	発電機格納場所	防災資材庫
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・初期被害チェックリスト(様式-5) ・災害用設備配置図(様式-7) 	
課題	—	
訓練項目	・発電機の使用方法	

5-3-3 雪害等の一時待避場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出、配布

(1)待避場所の開設準備

発災直後、現場統括は、勤務スタッフに施設内の安否確認等と併せて待避場所の開設を指示する。

勤務スタッフは、現場統括の指示の下、発災直前もしくは直後に、重要業務2-3の結果を踏まえ、災害の種類や施設内の状況を鑑みて、施設が倒壊や物品の散乱などがなく、安全が確認できた場合は、待避場所を開設する。なお、建物が安全でないと判断される場合、旭川開発建設部と連携し、駐車場等に待避場所の開設を行う。

表 21 待避場所の開設準備における行動計画

業務名	3-1.待避場所の開設準備		
業務の概要	地方自治体の地域防災計画で雪害等の一時待避場所等に位置づけられている「道の駅」では、指定された災害が発生もしくは予想される場合、速やかに開設を準備。		
目標時間	指定された災害が発生もしくは予想される場合、直ちに実施。		
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括	勤務スタッフ
実施内容	【災害対策本部】 ①発災直前もしくは直後に、災害対策本部は旭川開発建設部と連携し、対応を検討。 ②旭川開発建設部土別道路事務所に防災資機材の使用許可を要請し、その旨について現場統括に連絡。		
	【現場統括】 ①重要業務2-3の結果を踏まえ、災害の種類や施設内の状況から、施設が倒壊や物品の散乱などがなく、安全が確認できた場合は、屋内に待避場所開設を指示する。なお、建物が安全でないと判断される場合、旭川開発建設部と連携し、駐車場等に待避場所の開設を指示する。		
	【勤務スタッフ】 ①-1:施設内が安全な場合 安全が確認できた場合は、待避場所として開設する。 ①-2:施設内が安全でない場合 駐車場を待避場所として開設する。(防災資材庫からカラーコーン等を取り出して、待避場所を明示) ②現場統括に待避場所開設完了の報告を行う。		
場所	待避場所 開設箇所	災害の種類や施設の被害状況に応じて適宜スペースを確保	
	待避場所開設用 資機材格納場所	防災資材庫	
関連様式	・各部門担当エリア図(様式-2) ・災害用設備配置図(様式-7)		
課題	—		
訓練項目	・待避場所の必要備品などの管理、活用		

(2)待避場所への誘導

現場統括は、待避場所開設の指示と併せて、待避場所の誘導の指示を勤務スタッフに行う。

勤務スタッフは、現場統括の指示の下、道の駅全体を巡回し、目視により残存者の確認を行い、残存者を発見した場合は、待避場所へ誘導する。その後、現場統括へ待避場所への誘導完了の報告を行う。来訪者との車両の接触を防止するため、必要に応じて車両規制を行う。

表 22 待避場所への誘導における行動計画

業務名	3-2.待避場所への誘導	
業務の概要	来訪者・従業員を速やかに待避場所に誘導。	
目標時間	重要業務3-1が完了後、直ちに誘導(目標時間:発災後40分以内に誘導完了)。	
責任者 実施体制	現場統括	勤務スタッフ
実施内容	【現場統括】 ①待避場所開設の指示と併せて、待避場所の誘導を勤務スタッフに指示する。 ②周辺の避難所の運用状況を情報収集し、災害の規模に応じて、復旧が長引く場合は来訪者を近隣の指定避難所に誘導するように勤務スタッフに指示する。	
	【勤務スタッフ】 ①施設内を巡回し、目視により残存者の確認を行い、「〇〇(待避場所開設場所)へ移動してください」と声をしながら、来訪者に待避場所(駐車場等)への移動を周知する。 ②発災後40分以内に、待避場所への誘導を完了し、現場統括に報告する。 ③道の駅が停電している場合は、重要業務2-6で起動した発動発電機によるスマートフォン等の充電スペースを確保する。 (③':冬期の場合)防災資材庫より待避場所にジェットヒーターを運搬し、設置する。 ジェットヒーター	
場所	勤務スタッフ 巡回・安否確認エリア	道の駅全体 (様式-2を参考に道の駅範囲内すべてのエリアを巡回)
	待避場所	重要業務3-1の待避場所開設箇所と連携
	ジェットヒーター 配置場所	防災資材庫
関連様式	・各部門担当エリア図(様式-2) ・避難誘導経路図(様式-3) ・災害用設備配置図(様式-7)	
課題	・他の避難所の情報収集及び連携 ・来訪者と車両との接触防止対策 ⇒来訪者との車両の接触を防止するため、必要に応じて駐車場における車両規制を行う。	
訓練項目	・外国人来訪者への対応	

(3)災害用備蓄の搬出・避難者への配布

災害対策本部は、重要業務2-1の現場統括からの人的被害の状況報告を基に、災害用バンダー（コカ・コーラ）の無償提供に関する意思決定及び解除手続きを行う。その後、現場統括に連絡を入れ、飲料水の搬出・配布を指示する。

現場統括は、勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、備蓄配布人員を選し、食料・飲料水の搬出・配布を指示する。

備蓄配布人員は、現場統括の指示の下、売店、自販機等から食料や飲料水を搬出し、台車などを使用して、開設した待避場所へ運搬し、道の駅への避難者全員に配布する。バンダー自販機には、待避場所で配布していることを張り紙等で案内する。災害用バンダーからの搬出後、現場統括に報告する。

現場統括は、搬出が完了したことを災害対策本部に報告する。

災害対策本部は、現場統括からの報告を受けて、災害用バンダーの解除停止手続きを行う。

表 23 災害用備蓄の搬出、避難者への配布における行動計画

業務名	3-3.災害用備蓄の搬出、避難者への配布		
業務の概要	来訪者への食料、飲料水等の配布(バンダー自販機の活用)。		
目標時間	①発災後、 90分以内 に備蓄配布人員を選し。 ②発災後、 120分以内 に完了。		
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括	備蓄配布人員 (勤務スタッフから選)
実施内容	<p>【災害対策本部】</p> <p>①重要業務 2-1 の現場統括からの人的被害の状況報告を基に、災害用バンダー(コカ・コーラ)の無償提供に関する意思決定・解除手続きを行う。</p> <p>②解除手続きが完了後、現場統括に連絡を入れ、食料・飲料水の搬出・配布を指示する。</p> <p>③現場統括から搬出完了の連絡を受けたのち、災害用バンダーの解除停止手続きを行う。</p> <p style="text-align: center;">バンダー自販機</p> 		
	<p>【現場統括】</p> <p>①勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて、発災後 90分以内に備蓄配布人員を選し、食料・飲料水の搬出・配布を指示する。</p> <p>②備蓄配布人員の搬出完了を確認後、災害対策本部に報告する。</p>		

	【備蓄配布人員】 ① 発災後120分以内 に、売店、自販機より食料・飲料水を搬出し、台車などを使用して、開設した待避場所へ運搬し、道の駅全員に配布する。 ②バンダー自販機には、待避場所で配布していることを張り紙等で案内する。 ③災害用バンダーからの搬出完了後、現場統括へ報告する。	
場所	災害用備蓄格納場所	売店、自販機、防災資材庫
関連様式	—	
課題	・売店、自販機コーナーが被災した場合の配布備蓄の不足 ⇒ 避難者、来訪者への配布備蓄が不足している場合はその旨を現場統括が災害対策本部に報告し、災害対策本部が近隣の避難所等に応援を要請する。 ・バンダー自販機からの飲料水の搬出、配布方法 ⇒ 備蓄配布人員が一括でバンダー自販機から搬出を行い、待避場所での配布を実施する。	
訓練項目	—	

5-3-4 利用者や関係機関等への情報発信・共有

(1)情報収集

名寄市は、TVやラジオ、スマートフォンを活用して災害や道路等の情報を収集する。また、防災協定やパートナーシップ関係を締結している関係各所から情報を収集する。その後、収集した情報を速やかに現場統括に集約する。

現場統括は、「初期被害チェックリスト(様式-5)」を基に、施設内の情報を収集する。また、関係各所と連絡を取ることで、周辺避難所の開設状況等について情報収集する。その後、名寄市からの情報と合わせて、避難者または道の駅来訪者に提供すべき情報を集約する。

災害対策本部は、道の駅での通信環境整備のため、00000JAPANの解放を旭川開発建設部に要請する。00000JAPANの解放完了後、現場統括へ連絡する。

表 24 情報収集における行動計画

業務名	4-1.情報収集	
業務の概要	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する情報収集、公衆 Wi-Fi の解放。	
目標時間	発災後、60 分以内に第一報を発信できるように、発災直後から適宜情報収集。	
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括
実施内容	【災害対策本部】 ①TV、ラジオ、スマートフォンなどにより、災害や道路等に関する情報を収集する。 【情報収集例】 ○気象情報(旭川地方気象台との連携) ○通行止め情報(旭川開発建設部・上川振興局・名寄市との連携/道路情報提供システム) https://www.road-info-prvs.mlit.go.jp/roadinfo/pc/ ○公共交通情報 ○停電情報(北海道電力との連携) ○TV(NHK) ○道の駅 SPOT ポータルサイト(旭川開発建設部と連携) ②収集した情報を、速やかに現場統括に情報共有を行う。 ③旭川開発建設部へ 00000JAPAN の解放を要請する。 ④00000JAPAN の解放完了後、現場統括へ連絡する。	
	【現場統括】 ①初期被害チェックリスト(様式-5)を基に、施設内の情報を集約する。 【情報収集例】 ○人的被害状況 ○建物・設備の被害状況 ○ライフラインの被害状況 ○防災資機材等の起動状況 ②様式-6 を参考に関係各所と連絡を取ることで、周辺避難所の開設状況等についても情報収集する。 ③名寄市からの情報も合わせて、避難者または道の駅来訪者に提供すべき情報を集約する。	
場所	—	—
関連様式	・初期被害チェックリスト(様式-5) ・災害時の連絡先一覧(様式-6)	
課題	—	
訓練項目	—	

(2)避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有

現場統括は、勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、情報発信人員を選出し、情報収集により得られた情報を道の駅避難者・来訪者に発信するよう指示する。

情報発信人員は、現場統括の指示の下、ホワイトボード、情報掲示板を活用して、情報収集により得られた周辺の状況や道路の通行止め状況、施設内の被害状況等の情報を避難者及び道の駅来訪者に提供する。また、道の駅避難者・来訪者と積極的にコミュニケーションを取り、意見や要望等を集約して、現場統括に報告する。

表 25 避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有における行動計画

業務名	4-2.避難者または道の駅来訪者への情報発信・共有	
業務の概要	避難者または道の駅来訪者への災害に関する情報、道路情報などを提供するための災害及び道路に関する情報発信・共有。	
目標時間	発災後、60分以内に第一報を完了。その後、都度最新情報を更新。	
責任者 実施体制	現場統括	情報発信人員 (勤務スタッフから人選)
実施内容	【現場統括】 ①勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、避難者または道の駅来訪者への情報発信人員を選出し、情報収集で得られた情報の発信を指示する。	
	【情報発信人員】 ①情報収集により取得した、災害及び道路に関する情報、Wi-Fiの解放情報をホワイトボード、情報掲示板、TV等を活用し、避難者及び道の駅来訪者に提供する。 情報提供に必要な物品については、防災資材庫から待避場所へ設置する。 《第一報の発信内容イメージ》 災害規模や被災状況/周辺避難所の開設情報/ライフライン状況/道路の通行止め情報/ 道の駅もち米の里☆なよろの設備利用可否情報(トイレ、飲み水、通信機器等) /公共交通情報/温浴施設やコンビニ、スーパー、ガソリンスタンド等の営業情報 等 ②避難者及び道の駅来訪者と適宜コミュニケーションを取り、得られた意見や要望等を集約し、現場統括に報告する。	
場所	情報提供場所	重要業務3-1の待避場所開設箇所と連携
関連様式	・初期被害チェックリスト(様式-5)	
課題	—	
訓練項目	・備品の把握	

(3)関係各所への情報発信・共有

現場統括は、「初期被害チェックリスト(様式-5)」をもとに、施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況、避難者または道の駅来訪者から得られた意見や要望等を災害対策本部に報告する。また、施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況に応じて、医療機関や電力会社、水道会社等に適宜連絡し、応援を要請する。

災害対策本部は、現場統括からの報告を受けて、道の駅の被害状況や道の駅来訪者からの意見、要望等を旭川開発建設部・北海道等に報告する。

表 26 関係各所への情報発信・共有における行動計画

業務名	4-3.関係各所への情報発信・共有	
業務の概要	道の駅の人的被害状況及び建物・設備の被災状況の報告と速やかな応援要請。	
目標時間	発災後 60分以内に完了。	
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括
実施内容	【現場統括】 ①初期被害チェックリスト(様式-5)をもとに、施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況、避難者または道の駅来訪者からの意見や要望等を災害対策本部に報告する。 ②施設内の人的被害状況や建物・設備の被災状況に応じて、医療機関や電力会社、水道会社等に適宜連絡し、 発災後 60分以内 に応援を要請する。	
	【災害対策本部】 ①現場統括からの報告を受けて、道の駅の被害状況や道の駅来訪者からの意見、要望等を旭川開発建設部・北海道等に報告する。	
場所	—	—
関連様式	・初期被害チェックリスト(様式-5) ・災害時連絡先一覧(様式-6)	
課題	・施設内の被災状況に応じた適切な応援要請 ・災害直後の通信不良	
訓練項目	—	

5-3-5 緊急活動スペースの点検・確保

現場統括は、勤務スタッフの災害対応状況をふまえ、スペース確保人員を選出し、緊急活動スペースを点検・確保するよう指示する。スペース確保人員は、点検・確保として駐車場等の被災状況を目視で確認し、現場統括に報告する。

旭川開発建設部から災害用活動車両用の駐車スペースとして、防災拠点自動車駐車場の開設の連絡等があった場合は、駐車場内の車両規制についての情報を道の駅来訪者に周知するため、スペース確保人員は、張り紙等や問い合わせ対応等を行う。

救援物資の中継・分配は状況に応じて屋内の空きスペースを活用して行う。

表 27 緊急活動スペースの確保における行動計画

業務名	5-1.緊急活動スペースの確保	
業務の概要	発災後に道路利用者や観光客が避難してくるほか、近隣地域から避難してくる地域住民のための救援活動等に資する緊急活動スペース(※1)を点検・確保。なお、災害用活動車両の駐車スペースとして、旭川開発建設部が防災拠点自動車駐車場(※2)を開設する場合は、積極的に協力を行う。	
目標時間	■ 緊急活動スペースの点検・確保。 発災後30分以内に完了。	
責任者 実施体制	現場統括	スペース確保人員(勤務スタッフから人選) 旭川開発建設部
実施内容	【現場統括】 ① 発災後30分以内 に、勤務スタッフの災害対応状況を踏まえて、スペース確保人員を選出し、緊急活動スペースの点検・確保を行うように指示する。 ②旭川開発建設部より、防災拠点自動車駐車場の開設の連絡があった場合は、スペース確保人員に、一般車が駐車場の利用を制限されることを周知し、来訪者への情報発信を行うように指示する。 ③駐車場内の車両規制について、道の駅来訪者から問い合わせがあった場合は対応を行う。	
	■緊急活動スペース 【スペース確保人員】 ①駐車場等を目視で確認し、緊急活動スペースとして活用するスペースの点検・確保を行う。 ②スペースの確保完了後、現場統括に報告する。 ■防災拠点自動車駐車場 【スペース確保人員・旭川開発建設部】 ①旭川開発事務所は標識やカラーコーン等を設置して、駐車場内の車両規制を行い、防災拠点自動車駐車場を確保する。 ②スペース確保人員は駐車場内の車両規制について、道の駅来訪者に周知するため、張り紙等により案内を行う。	
場所	緊急活動スペース(※1)	防災資機材を活用するスペース
	防災拠点自動車駐車場(※2)	大型車駐車場(要請があった場合)
	救援物資の中継・分配スペース	状況に応じ屋内の空きスペースを活用
	カラーコーン格納場所	防災資材庫
関連様式	・各部門担当エリア図(様式-2) ・災害用設備配置図(様式-7)	
課題	—	
訓練項目	・緊急活動スペース確保、防災拠点自動車駐車場(旭川開発建設部と連携)。	

(※1)緊急活動スペースとは、防災資材庫の資機材を運搬することや、活用するために必要なスペースのことを指す。

(※2)防災拠点自動車駐車場は、協議により範囲を拡張する場合がある。

5-3-6 食料品・生活必需品の早期販売再開

(1)食料品などの販売再開に向けた連携体制の構築

現場統括は、店舗の在庫状況を確認する。「初期被害チェックリスト(様式-5)」で情報集約した建物・設備の被災状況をもとに、市民や道路利用者への休憩機能(道の駅の主要機能のひとつ)の早期サービス復旧のため、食料品や生活必需品などの早期販売再開を目指し、災害対策本部と連携体制を構築する。二次被害の恐れや建物・設備の被害が大きい場合は補修を優先し、店舗の在庫から販売可能な商品を店外へ運び出し、屋根付きテント等の仮設販売所で食料・飲料水等の早期販売を目指す。また、災害対策本部とも相談し、場合によっては無償提供も考慮に入れる。

災害対策本部は、店舗の在庫状況や建物・設備の被災状況について確認し、早期サービス復旧に向けた体制を構築する。場合によっては、自ら現地に出向いて状況を確認する。

表 28 食料品などの販売再開に向けた連携体制の構築

業務名	6-1.食料品などの販売再開に向けた連携体制の構築	
業務の概要	二次被害の防止(建物・設備の被災状況の確認)結果を踏まえて、現場統括と災害対策本部間で連携を図り、サービスの早期復旧を行う体制を構築。	
目標時間	発災後3日以内に完了。	
責任者 実施体制	災害対策本部	現場統括
実施内容	【現場統括】 ①現場統括は店舗の在庫状況を確認する。 ②初期被害チェックリスト(様式-5)を基に、建物・設備の被災状況を確認し、 発災後3日以内に 食料品・飲料水等の販売再開に向けた連携体制を構築する。 ③建物・設備被害の大きい場合は、店舗の在庫から販売可能な商品を店外へ運び出し、屋根付きテント等の仮設販売所で早期販売を目指す。	
	【災害対策本部】 ①店舗の在庫状況、建物・設備の被災状況について確認する。場合によっては、自ら現地に出向いて状況を確認する。 ② 発災後3日以内に 、現場統括と連携し、早期サービス復旧に向けた体制を構築する。 ③仮設販売所の設置が必要となる場合は、テント等を貸し出す等の連携を図る。	
場所	仮設販売所設置箇所	災害の種類や施設の被害状況に応じて適宜スペースを確保。
関連様式	・初期被害チェックリスト(様式-5)	
課題	・建物・設備被害の大きい場合は、解体を優先(仮設販売所等での営業再開を検討)	
訓練項目	—	

(2)建物・設備の修理等手配

災害対策本部は、旭川開発建設部や銀行、保険会社に被災状況を連絡し、資金調達や修理対応等の調整を行う。また、建物損傷や設備被害ごとに修理依頼先に連絡し、復旧・復興に係る業務が本格化する時期(概ね2週間以内)までには、店内での通常販売再開を行う体制を構築する。

表 29 建物・設備の修理手配における行動計画

業務名	6-2.建物・設備の修理手配	
業務の概要	建物損傷や設備被害ごとに修理依頼先に連絡。 旭川開発建設部や銀行、保険会社へ被災状況を連絡。	
目標時間	発災後3日以内に完了。	
責任者 実施体制	災害対策本部	
実施内容	【災害対策本部】 ① 発災後3日以内 に、被害チェックリスト(様式-5)を基に、旭川開発建設部や銀行、保険会社へ建物や設備の被災状況を連絡し、資金調達や修理対応等の調整を行う。 ②修理対応を行う場合は、必要に応じ修理依頼先に連絡を行う。 ③ 発災後、概ね2週間以内 に、通常販売を再開できるように体制を構築する。	
場所	—	—
関連様式	・被害チェックリスト(様式-5) ・災害時連絡先一覧(様式-6)	
課題	—	
訓練項目	—	

5-3-7 感染症の予防や拡大防止対策

現場統括は、勤務スタッフに対して、施設における感染症の予防や拡大防止対策を行うように指示する。

勤務スタッフは、現場統括の指示の下、従業員や来訪者の体調確認(検温等)や衛生管理(うがい、手洗い、消毒、マスク着用、咳エチケット等)の徹底、ソーシャルディスタンスの確保を行う。また、施設内の消毒や換気、消毒液や飛沫防止シートの設置を行うなど感染拡大防止のために必要な対策を講じる。

感染症への感染が疑われる体調不良者が発生した場合、勤務スタッフは、当該体調不良者に対して速やかに帰宅を指示するとともに、現場統括に報告する。また、感染が疑われる者が使用した場所や接触した場所を重点的に消毒するとともに接触者の確認を行うなど、クラスターが発生しないように努める。さらに、感染が疑われる勤務スタッフには行政の通達に準じて受診等を行わせる。

表 30 感染症の予防や拡大防止対策における行動計画表

業務名	7-1.感染症の予防や拡大防止対策	
業務の概要	健康管理や衛生管理、施設内の消毒等を徹底。 感染疑い者*発生時の速やかな対応と感染拡大防止措置の実施。	
目標時間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 感染症の予防や拡大防止対策の実施。 感染症流行期に定期的に実施。 ■ 感染疑い者の速やかな帰宅、および、接触場所と接触者の確認。 感染疑い者発生時、速やかに開始。 ■ 施設内の消毒。 感染疑い者発生時、速やかに開始。 	
責任者 実施体制	現場統括	勤務スタッフ
実施内容	【現場統括】 ①感染症流行期、勤務スタッフに対して感染症対策の実施を指示する。 ②勤務スタッフから感染者または感染疑い者の報告を受け、勤務スタッフの健康状態を確認し、消毒場所の選定および消毒実施を指示する。 ③施設内でクラスターが発生した場合、必要に応じて救急救助を要請する。	
	【勤務スタッフ】 ①現場統括からの指示に応じ、施設内の消毒や消毒液等の設置、三密防止や換気を実施する。感染症流行期には従業員の健康管理や衛生管理を徹底する。 ②感染流行期には、従業員の健康管理や衛生管理を徹底する。 ③感染疑い者が発生した場合は、速やかに帰宅指示を出し、現場統括へ報告する。 ④感染者または感染疑い者が使用した場所や触れた場所、および、接触者の調査を行う。 ⑤感染が疑われる勤務スタッフは、保健所へ連絡し、必要に応じて、検査を受診する。	
場所	消毒液設置箇所	重要業務3-1の待避場所開設箇所と連携
関連様式	・従業員緊急時連絡網(様式-1) ・各部門担当エリア図(様式-2) ・従業員の感染疑い事例発生時の対応フロー(様式-9)	
課題	—	
訓練項目	—	

*「感染疑い者」とは、「感染症への感染を疑われる体調不良者」を示す。

6 持続的な改善に向けた取組

6-1 定期訓練

災害発生時に、重要業務が迅速かつ円滑に実施できるよう、定期的に訓練を実施するものとする。定期訓練は、本BCPに基づいて、実際に安否確認や被害確認、情報伝達、資機材の起動・操作等の業務を実施する実動訓練とする。

定期訓練に際しては、連絡体制等の更新が必要なものを事前に更新したうえで実施する。以下に道の駅BCPの運用体制を踏まえた定期訓練の例を示す。

表 31 道の駅BCPの運用体制を踏まえた定期訓練の例

項目	内容例
【支援連携の定期訓練】 「道の駅」管理者・設置者と道路管理者が連携して実施する訓練	・「道の駅」管理者・設置者、道路管理者で有する防災資機材の起動・操作訓練 ・情報伝達訓練(内外連絡確認) 等
【行動連携の定期訓練】 「道の駅」管理者・設置者と社会インフラ機関、警察や消防等が連携して実施する訓練	・避難、消防訓練 ・情報伝達訓練(内外連絡確認) ・支援や活動スペース確保等の行動計画訓練 等
【道の駅従業員の定期訓練】 「道の駅」管理者・設置者と勤務スタッフが行う災害発生時を想定した重要業務の実施訓練	・職員を対象としたBCP研修・確認 ・参集訓練 ・管理運営者が有する防災資機材の起動・操作訓練 ・安否確認等の行動計画訓練 等

訓練実施時は、意見交換等を実施し、問題点等の洗い出しを行い、本BCPの改善に取り組む。

また、当道の駅が被災すると想定されるような津波等の災害が発生した場合は、道の駅BCPを発動させず、迅速に道の駅から避難する必要がある。その際、道の駅勤務スタッフと災害対策本部が連携し、来訪者を安全な避難所へ円滑に誘導するための避難訓練についても定期的に実施する。

6-2 災害発生に備えた平時の実施項目

当道の駅が、雪害等の災害が発生した際に、迅速・円滑に重要業務を遂行し、一時待避場所としての機能を速やかに発揮できるように、平時から準備を整える必要がある。そのため、重要業務の遂行に必要となる防災資機材を、災害発生時、正常に使えるようにするために定期的なメンテナンスを行う。

【災害発生に備えた平時の実施項目】

- 道の駅関係者間の連携強化、災害対応スキルの醸成、資機材の使用方法的確認等を目的とした定期的な訓練の実施(6-1)。
- 防災資機材の定期的なメンテナンス、ローリングストックの実施。

6-3 BCP の定期的な見直し

道の駅BCPの継続的推進を図るためには、計画策定時で終わりとするのではなく、計画としての実行性を高めていくため継続的に取組みをマネジメントしていくという視点が必要である。

本計画は、災害時における道の駅の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、本計画及び各種防災マニュアルについて訓練を通じた検証を行い、継続的な改善に取り組む。

特に、施設への影響が考えられる災害被害想定の変更又は新たな事象や、地域防災計画をはじめとする関連計画及びマニュアルとの整合性、事務事業等の見直し、訓練や実際の災害対応を踏まえた新たな課題が明らかとなった場合等、必要性を考慮し進めていく。



図 7 BCP の定期的な見直し(PDCA サイクル)

6-4 その他

本BCPIについて、毎年度の訓練や災害発生時の振り返りを通して見直すものとする。また、想定されるハザードを設定した具体の重要業務の追加にも取り組むものとする。

推進体制(北海道開発局と北海道等)と連携して、BCPのPDCAサイクルを実施するものとする。

7 巻末資料

【参考資料】

- ・(参考-1)指定緊急避難場所および指定避難所(名寄市地域防災計画)

【BCP策定シート】

- ・策定シート表紙
- ・策定シート(様式-1)従業員緊急時連絡網
- ・策定シート(様式-2)各部門担当エリア図
- ・策定シート(様式-3)避難誘導経路図
- ・策定シート(様式-4)消火機材設置箇所図
- ・策定シート(様式-5)初期被害チェックリスト
- ・策定シート(様式-5)初期被害チェックリスト(状況記録図)
- ・策定シート(様式-5)初期の被害チェックリスト(屋内)
- ・策定シート(様式-6)災害時の連絡先一覧
- ・策定シート(様式-7)災害用設備配置図
- ・策定シート(様式-8)備品故障時の連絡先リスト

【協定書類】

- ・(協定書等-1)災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書
- ・(協定書等-2)災害時における道の駅「もち米の里☆なよろ」の防災拠点化に関する協定書